

令和6年 第2回農業委員会議事録

令和6年2月26日午前10時00分に第2回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 笹原 哲	2 番 近藤 剛	3 番 沼澤 克己
4 番 五十嵐 純一	5 番 西塚 喜行	6 番 西塚 孝也
7 番 高橋 央	8 番 星川 敬夫	9 番 大崎 清孝
10 番 後藤 一彦	11 番 本間 俊悦	12 番 伊勢村 孝之
13 番 石川 富士太郎	14 番 笹原 光政	15 番 小松 栄作
16 番 齋藤 吉勝	17 番 山口 栄子	18 番 鈴木 藤光
19 番 星川 礼子		

2. 遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

3. 本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- | | |
|-------|--------------------------|
| 報第 3号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 報第 4号 | 農地法第4条第1項第8号該当確認願について |
| 報第 5号 | 賃借料情報の提供について |
| 議第 4号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第 5号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議第 6号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について |

令和6年 第2回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和6年第2回通常総会を2月26日（月）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（事務局 五十嵐局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 五十嵐局長）

ご着席ください。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は19名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さんおはようございます。今年は例年になく雪が少なくというよりもほとんどない状況で、温暖差が激しい気候が続いておりますけれども、皆さん健康には十分に気をつけて、風邪などひかないように気をつけてくださるようお願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。

（事務局 五十嵐局長）

ありがとうございました。次に議長であります。農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

（議 長）

これより令和6年第2回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、19番星川礼子委員、1番笹原哲委員、以上の2名を指名いたします。

(休憩を求める声あり)

(議長)

暫時休憩といたします。

休憩 10:05

再開 10:40

(議長)

再開いたします。次に農業委員会事務処理報告であります。この際、局長補佐をして報告いただきます。局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第3号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、報第3号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁から7頁でございます。案件は20件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。

案件は20件であり、全て貸し人、借り人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、No.1からNo.4は別人への貸借を予定するものです。No.5は同人へ貸借をするものです。No.6からNo.9は別人へ売買をするものです。No.10とNo.11は同人へ売買するものです。No.12と14は中間管理機構へ貸し付けし、別人へ転貸予定です。No.13は中間管理機構へ貸し付けし同人へ転貸予定です。No.15からNo.20は現時点では自作予定とのことです。以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありました。この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第3号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第4号「農地法第4条第1項第8号該当確認願について」を上程いたします。
現地調査第2班主任、小松栄作委員の報告・説明を求めます。

(15番 小松栄作委員 報告・説明)

(議 長)

只今、小松委員より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第4号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に報第5号「賃借料情報の提供について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

それでは私より、報第5号「賃借料情報の提供について」ご報告いたします。

議案書13頁をご覧ください。農地法第52条の規定により、農地の賃借料情報の提供を行いますので本会に報告するものであります。

内容としまして、1つ目、田、水稻の部であります。基盤整備地内をご覧ください。尾花沢地区につきましては平均額13,100円。福原地区は平均額11,900円。そして宮沢地区につきましては平均額13,800円。玉野地区は13,600円。常盤地区10,800円となっております。また、未整備地区につきましては平均額9,800円となっているところでございます。

それでは2つ目、畑の部をご覧ください。尾花沢市全体としまして平均額5,200円となったところでございます。

算出にあたって、表の下部に※印でありますけれども、データ数それぞれ算出に用いた筆数を記載しております。賃借料データの平均値の70%を超えるものは特殊な取引と推測しまして除外しております。また、表示している賃借料は100円未満切捨てでございます。平均額はデータ数による加重平均の値でございます。

なお、令和3年から5年までの賃借料の推移を参考資料として配布させていただきましたので、のちほどご確認いただければと思います。

以上の情報につきましては、令和5年1月から令和5年12月までに締結されました農地の賃貸借情報により算出されたものであります。この賃借料情報は、市報の4月号に掲載を予定しております。あくまでも農地の賃借料については、貸し手・受け手のお互いの話し合いにより決定するものであります。以上報告いたします。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第5号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙

手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

議第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」、今月申請のありました案件についてご説明いたします。所有権の移転が7件、賃貸借権の設定が6件、使用貸借権の設定が1件です。

所有権移転の申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが3件、高齢化による経営縮小によるものが2件、耕作不便によるものが2件です。

6頁下段は貸借権の設定で、申請事由ですが、所有者の高齢化による経営縮小によるものが2件、労力不足によるものが3件、耕作者側の要望によるものが1件です。

最後に8頁は使用貸借権の設定です。申請事由としては所有者の高齢化による経営縮小です。

No.1からNo.14につきましては、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第2班主任、小松栄作委員の報告・説明を求めます。

(15番 小松委員 報告・説明)

(議 長)

只今、小松委員より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第6号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、7番高橋央委員、19番星川礼子委員の退席を求めます。

(7番 高橋委員 退席)

(19番 星川委員 退席)

(議長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、議第6号「尾花沢市農用地利用集積計画」について説明いたします。議案書32頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。

今回申請のありました集積計画は、相対の賃貸借23件、使用貸借1件、農地中間管理機構の転貸23件、所有権移転13件です。申請地は、農振農用地区域内の土地で、面積が4,513aです。

続いて、対象人数は、賃貸借設定が出し手24名、受け手14名、使用貸借が出し手1名、受け手1名、転貸が出し手22名、受け手19名、所有権移転が出し手12名、受け手13名です。合計は出し手が59名、受け手が47名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3年から5年が12件で623a、10年以上が11件で849aです。使用貸借は10年以上が1件で20aです。転貸は10年以上で1,731aです。

10a当たり借賃と対価の値幅ですが、下段中央の表記のとおりです。

33頁からは、個別状況になります。このうち33頁から42頁までが利用権設定、4

3 頁から 5 8 頁までが農地中間管理機構への貸付分と転貸分です。5 9 頁から 6 3 頁は所有権移転分になります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重なる審議よろしくお願いいたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第 6 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。7 番高橋央委員、1 9 番星川礼子委員復席願います。

(7 番 高橋委員 復席)

(1 9 番 星川委員 復席)

(議 長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和 6 年第 2 回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午前11時8分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。
議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和6年2月24日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____